

報道機関各位

平成25年3月8日  
日本司法支援センター

## 「法テラス気仙」

3月24日（日）開所式&開所記念イベント「無料法律相談会」開催

～相談予約受付は3月11日（月）からスタート～

日本司法支援センター（法テラス）は、11月20日付プレスリリースでもお伝えしたとおり、この度、岩手弁護士会をはじめ地方自治体・関係機関の協力のもと、岩手県大船渡市に県内2番目、被災3県で7番目となる被災地出張所「法テラス気仙」を設置し、本年3月24日（日）より業務を開始します。

「法テラス気仙」は、大船渡市、陸前高田市、住田町、その他周辺市町村の方々のご利用を想定しています。

相談の予約はこちら



☎ 0503383-1402

【予約受付時間】 平日：午前9時～午後5時  
※法律相談日時については、お問い合わせください。  
大船渡市盛町字宇津野沢9番地5  
(大船渡簡易裁判所南側・大船渡郵便局西側)

### ● 3月24日（日）開所式&記念イベント「無料法律相談会」の開催

3月24日（日）には、法テラス気仙の開所記念イベントとして、弁護士・司法書士による無料法律相談会を開催いたします（会場：法テラス気仙/時間：午前10時～正午）。相談は予約優先制で 3月11日（月） よりお電話にて受け付けます。

### ● 法テラス気仙の相談体制について

「法テラス気仙」では、岩手弁護士会と岩手県司法書士会の協力のもと、弁護士・司法書士が下記のとおり相談に対応し、昨年4月に施行された「法テラス震災特例法（※）」にもとづき、どなたでも無料法律相談を受けられます。

○弁護士による法律相談 午前10時～午後4時（月・火・木・金曜日）

○司法書士による法律相談 午前10時～午後4時（水曜日）

※冬季期間(12月～3月)の相談時間は午前10時30分～午後3時30分までとなります。

※ 法テラス震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）

平成24年3月23日に成立し、4月1日に施行。平成23年3月11日時点において、災害救助法が適用された地域（岩手県は全域）に住所、居所、営業所又は事務所があった方（法人を除く）が対象となり、資力を問わず法テラスのサービス（無料法律相談や代理援助（代理援助は震災起因性があることを条件とする）等）を受けることができます。

# 開所式・無料法律相談会会場のご案内

下記のとおり開催いたしますので、是非ご取材くださいますようお願いいたします。

## 1. 日時

平成25年3月24日（日）

- ◆無料法律相談会 午前10時～正午
- ◆開所式 午後1時30分～午後2時30分

## 2. 場所

◆無料法律相談会 **法テラス気仙**  
(住所) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9番地5

◆開所式 **シーパル大船渡**  
(住所) 岩手県大船渡市盛町字二本柵8番地6

※駐車場をご用意していますので、当日は、会場の駐車場係がご案内します。

## 3. 開所式（テープカットセレモニー）招待予定団体

### 【地方自治体】

岩手県、大船渡市、陸前高田市、住田町

### 【関係機関】

法務省、仙台高等検察庁、盛岡地方裁判所・家庭裁判所、盛岡地方検察庁、盛岡地方法務局、日本弁護士連合会、岩手弁護士会、日本司法書士会連合会、岩手県司法書士会、岩手県行政書士会、岩手県土地家屋調査士会、東北税理士会、岩手県支部連合会、岩手県建築士事務所協会、大船渡商工会議所、陸前高田商工会など

### <現地案内図>

